**令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表**

特定事業主名：和泉市

**１．全職員に係る情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 職員区分 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| 任期の定めのない常勤職員 | 89.5　％ |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 80.8　％ |
| 全職員 | 62.2　％ |

**２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報**

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で

定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

**(1) 役職段階別**

|  |  |
| --- | --- |
| 役職段階 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| 本庁部局長・次長相当職 | 95.8 　％ |
| 本庁課長相当職 | 98.0　 ％ |
| 本庁課長補佐相当職 | 98.5 ％ |
| 本庁係長相当職 | 94.0　 ％ |

**(2) 勤続年数別**

|  |  |
| --- | --- |
| 勤続年数 | 男女の給与の差異  （男性の給与に対する女性の給与の割合） |
| ３６年以上 | 98.8　％ |
| ３１～３５年 | 92.7　％ |
| ２６～３０年 | 93.4　％ |
| ２１～２５年 | 85.9　％ |
| １６～２０年 | 84.5　％ |
| １１～１５年 | 88.7　％ |
| ６～１０年 | 82.5 ％ |
| １～５年 | 91.9　％ |

【説明欄】

○短時間勤務の職員については、勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。

○２（２）勤続年数「６～１０年」には府より管理・管理職として出向している職員が含まれており、男性の割合が高いため差異を広げる要因となっている。

○扶養手当及び住居手当について、受給者に占める男性の割合は扶養手当が78.0％、住居手当が65.4%と男性が多く差異の要因となっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。